

住宅貸付の申込時限定

＼ 私学事業団の住宅貸付を申し込む方へ ／

団体信用生命保険 『だんしん』のご案内

もしものときに加入者とその家族の住居と生活を守ります



住宅貸付を借り受けている加入者（借受人）が償還（返済）途中で、万一死亡・高度障害状態となった時に、生命保険会社から支払われる保険金によって借入金を完済できる制度です。これにより、借受人の退職手当等の資金を債務の返済に充てることなく完済となるため、ご家族の生活の安定を図ることができます。

団信の詳細については、「だんしん告知書」の裏面の「団体信用生命保険のご説明」、「団体信用生命保険重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

 日本私立学校振興・共済事業団

問い合わせ先 福祉部 貯金・貸付課 貸付係 TEL 03-3813-5321(代)

団体信用生命保険『だんしん』ってどういうもの？

疑問

どうして必要なんだろう？ | どのようなしくみ？ | 制度の内容は？



住宅の購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅貸付の返済は、何十年も続きます。また、長い間お住まいになると、修理費用が発生します。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅貸付はどう返済すれば良いのでしょうか？
返済ができない場合、住居はどうになってしまうのでしょうか？

これを解決してくれるのが、『だんしん』です

大切な住居を守ってくれるのが団体信用生命保険『だんしん』です。『だんしん』は、住宅貸付を利用されている加入者（借受人）が、返済途中で亡くなったり、高度障害状態等になった場合に、借受人本人に代わって生命保険会社が住宅貸付の借入金を返済してくれる、という制度です。

『だんしん』が 役立った具体例

加入者の 配偶者

夫が交通事故で突然死亡。個人加入の生命保険の額が少なかったが、『だんしん』に加入していたため、住宅貸付は保険金で完済。残された自分や子どもには、とりあえず生活の基盤となる住宅を残すことができた。

加入者本人

脳卒中で倒れ、長期にわたり入院。高度障害状態と認定され学校を退職したが、『だんしん』に加入していたため、住宅貸付は完済できた。

Q

&

A



Q1 『だんしん』の申込時にどのような書類が必要ですか？

A1 「だんしん告知書」が必要です。
住宅貸付の申し込みと同時にご提出ください。

Q2 『だんしん』の保障はいつから開始されますか？

A2 貸付送金日または
生命保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日になります。

Q3 保険金はどのように支払われるのですか？

A3 住宅貸付の借受人（加入者）が住宅貸付の償還（返済）中に万一死亡・高度障害状態になった場合、その時点の住宅貸付の借入残高に応じて、私学事業団が生命保険会社から保険金を受け取ります。これにより、遺族（高度障害状態の場合は被保険者本人）は、その後の住宅貸付の償還（返済）が不要になります。

団体信用生命保険『だんしん』とは住宅を購入又はリフォーム等をする時に、住宅貸付を申し込むことを条件に入ることができる生命保険です。



特長

特長

1

万一のとき、借入金の返済が不要

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるか分かりません。
万一のとき、生命保険会社から支払われる保険金により、借入金の弁済がなされるため、
家族が支払う必要がありません。
住宅貸付が完済になることは、不幸があった中でも家族にとっては大きな安心につながります。

特長

2

団信保険料(充当金)がお手頃

団体加入保険であるため、そのスケールメリットを生かした保険料です。
また、保険料の一部は私学事業団が負担しています。

特長

3

保険料が年々減額される

毎年度末の借入金を基に保険料充当金率を乗じて算出するため、
保険料は年々借入金の減少に伴い負担額も少なくなっていくます。

特長

4

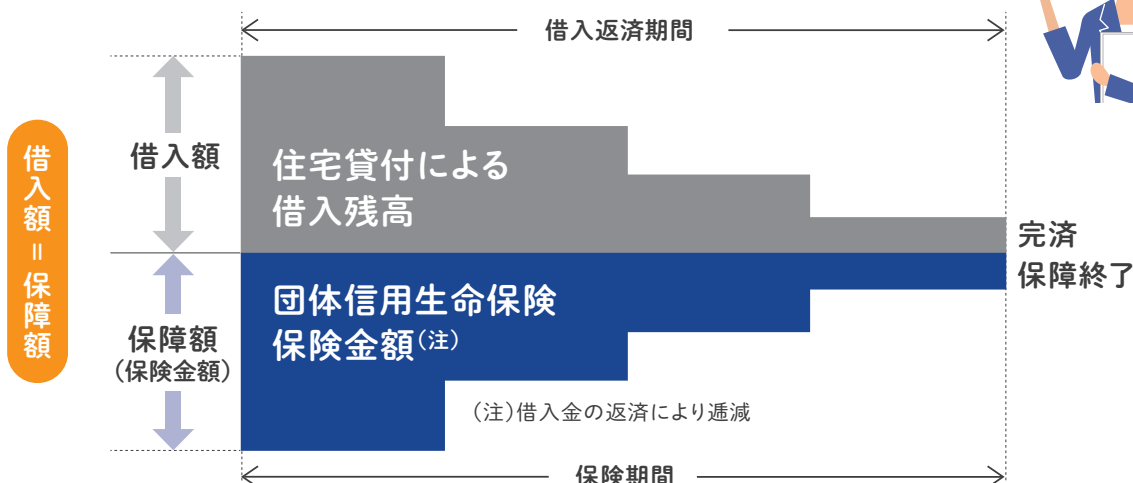
医師による診査が不要

申込時に提出する「だんしん告知書」の
告知内容に合致していれば、医師による診査は不要です。

保険金額は
借入残高
に応じて
定まります



[イメージ図]



保障内容



死亡保険金

加入者が死亡した場合に、住宅貸付の借入金の残金に充当されます。

高度障害保険金

加入者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅貸付の借入金の残金に充当されます。

所定の高度障害状態とは以下の状態をいいます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

詳細については、「だんしん告知書」の裏面の「団体信用生命保険のご説明」、「団体信用生命保険重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。



加入に際しての 注意事項

加入者(借受人)には健康状態などについて告知する義務があります。加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなどと、団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)で加入者本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から2年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。

加入者本人の現在または過去の健康状態などによっては、加入をお断りすることがあります。借り換えの場合は以下の事項にご留意ください。

- 借り換え前の保障は終了し、あらためて保険契約に加入することになるので、借り換え前の契約からの継続的な保障はしません。
- 新規申込みにとまなう加入と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入ができなかったり、その告知をしなかったために解除となり、保険金の支払いができない場合があります。

いますぐ
Check!

詳しくはこちらの二次元コードから
HPへジャンプ

